

懲罰審査特別委員会会議録

平成19年3月12日

北 見 市 議 会

午後 4時43分 開 議

○(坂森委員長) 本日の議会審議の中から図らずも懲罰審査特別委員会を設置して、議員の身分にかかわる重大なことを審議することになりました。

私、懲罰審査特別委員会の委員長ということで、その任に当たりたいと思います。あすの本会議再開に向けて活発な論議の中で、この議案について、慎重な審議を重ねながら、一定の結論を出してまいりたいと思いますので、皆様の特段のご協力をお願いいたしまして、委員長の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから懲罰審査特別委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(永山局長) ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は11名、全員出席であります。

以上であります。

○(坂森委員長) それでは、委員会条例第7条第3項の規定により、副委員長の互選をいたします。

お諮りいたします。互選の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○(坂森委員長) ご異議なしと認め、さよう決しました。お諮りいたします。指名の方法については、委員長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(坂森委員長) ご異議なしと認め、委員長において指名することに決しました。

それでは、副委員長には小畑紘司委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました小畑紘司委員を副委員長に選任することに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(坂森委員長) ご異議なしと認め、小畑紘司委員を副委員長に選任することに決しました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議員松谷隆一君に対する懲罰の動議を議題といたします。

意見の交換を行ってまいりたいと思います。ご意見のある方は発言願います。

○(菊池委員) 委員長にお願いがあります。先ほどの本会議で提案者に対する質疑がありました。その中で、提案者がお答えになった答弁内容について、ぜひ委員会資料として、配付を願いたいのですけれどもお願いできないでしょうか。

○(坂森委員長) いま菊池委員の言われたことも取り上げまして、用意させるようにいたします。

それでは、用意させる間、他の委員の方のご意見をいただきたいと思いますが、ございませんか。

止めないで審議をしてまいりたいと思います。

○(菊池委員) 松谷議員の2回目の質疑の中での発言が問題になっているのです。その中で、ちょっと読みますと、常呂国保病院の問題について懲罰に対する提案はそう思いますので、そこに限ってですが、松谷議員は常呂国保病院の経営移譲につきましてですけれども、全員協議会で話をされたら、普通こういう譲渡に絡む契約、これは議会の議決が必要ではないですかと、そういうふうに言っているのです。松谷議員は議会の議決がないという認識をされているわけです。

これに関して、具体的にどういうのが契約に絡む議決なのかということ、これが大事だと思うのです。

それで、旧常呂町では2月22日に町議会が開催されておりまして、その中に一般会計補正予算の提案がありまして、その中で損失補償に関する債務負担行為というのが議決をされております。

これが譲渡契約に絡む議決なのかというのが、はっきり確認できるのであればそういうふうに確認を

したいと、ただ、譲渡するという事は、国民健康保険病院を廃止するという事とイコールなわけですね、しかし廃止する条例というのは議決をされていないのです。実は、今議会に提案されているのです。

そうしますと、この時点では、債務負担行為は議決されているのですけれども、病院を廃止するという議決は、されているのかいないのかという、ここが事実の問題として挙げられるのではないかと思うのです。

この点について、どのように判断をしたらいいか、議会事務局を含めて、ここについて答えを出したいと。ちなみに北見市のガス事業、これは施設全体を譲渡したわけですが、契約書を結ぶに当たってガス事業に関しては、廃止条例を先に議決しております。その後、契約を結んでいるのですが、この流れとはちょっと違うのですよね、そういうことを・・・

○(坂森委員長) 皆さん、本会議の経過をお持ちでしょうか、それを持っていただく方が共通になれると思うのです。菊池委員は持っていますよね。

これは同じような土台に立たないといけないと思いますので、一連の2回目の質疑に対して、持っていない方は手を挙げてもらえれば事務局に準備させますが、ありますか。それに基づいた発言ですので、十分共通の気持ちになってもらえるように。

菊池委員、あと論点としては何がありますか。

いま廃止の議決が云々の確認が必要でないかということでありましたね。

○(菊池委員) 懲罰動議ということでもありますけれども、最初の段階での発言を見ますと、私は法律的にちょっと問題があると思います、思いますというふうに言っておられるのです。ただ最後で、議決されていない事項がこれはずごく問題です、これは大変ですよはっきり言って法律に抵触しますからねということで、議決されていないとすれば問題ですよということに言っているのです。

ですから、議決されているかいないかは、理事者の答弁を聞けば、はっきりわかったのですよね。

[答えを聞けばですかと呼ぶ者あり]

○(菊池委員) 答えを聞けば、議決されているかいないかは、予想ですけれども理事者は答弁をしたはずですよ。

○(坂森委員長) 菊池委員は今回の懲罰に至る3番目の抵触云々の方については、答弁を聞いてからでもよかったという、そういう論点が3番目にあったということですか。

○(菊池委員) そういうふう思うのです。それから私流に言いまして、発言の内容が不穏当だということに関して言えば、いまの発言については問題があるので削除してくださいと、これを最初にご発言いただくべきではなかったかと、これは私流に考えればということでもあります。

以上です。

○(坂森委員長) いま菊池委員から資料に求められた物が用意できましたので、まず、それを見ていただくことが先ですし、このことにかかわって菊池委員確認して何か発言に及びますか。

○(菊池委員) ちょっと見させていただいて・・・

○(坂森委員長) いま菊池委員が資料要求された部分につきまして、配付しますので目を通していただいて、菊池委員の意見の内容についてもご留意願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 4時55分 再開

○(坂森委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

いま菊池委員の求めました資料について配付いたしました。そのことも考慮に入れまして、各委員の発言を求めます。

まず、ご意見を先に伺ってからと考えますので、菊池委員以外で意見を持ち合わせる方、発言を願います。

たいと思います。

○（河野委員） 私も懲罰の関係については、賛成した_____として・・・

〔「大きな声で」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員） 特別委員会の委員として残ったわけでありませぬけれども、基本的にはこの発言につきましては、常呂町に関する部分、特に合併に際してのその経過等の中身なのですね、基本的には、それが法律的に抵触するかしらないかという部分であります。明らかにこの部分については法律に抵触しないわけでありまして、やはり今回の発言については、ちょっと行き過ぎがあったのかなというふうに感じております。

実は、松谷議員につきましては、今回だけではなくて、9月の定例議会の一般質問でしたでしょうか、その折にも不適切な発言がありまして、本会議場で陳謝をした経過があります。そのときは懲罰動議にはかかりませんでしたけれども、今回2回目という部分もあるのです。

そういった部分では、この際この発言は2度目ということだけでいただけないなという部分がありまして、懲罰の対象になるというふうに、私は認識をいたしております。

○（田中（福）委員） 私もいま、この懲罰動議についての説明を見させていただいております。この中でも言っているとおり、いずれにしても説明と、していることは違うということで、やはり懲罰の対象になるのかと思いますし、本人もこのことについては、先ほども菊池委員から申しているとおおり、明らかに間違いだということを知っているわけですから、いずれにしても、懲罰の対象になるのかなと、こういうことでございます。

○（河野委員） 実は、議長の方から退場を命ぜられたわけですが、これになかなか応じなかった、そして一度出て行ったけれども、また再度入場してきてしまったという部分があるのです。

この件についてもちょっと問題があるのではない

かと私自身は感じておりますので、その辺のところもつけ加えておきたいと思っております。

○（飯田委員） 今回の松谷議員の懲罰の関係なのですけれども、一議員として聞いていまして、ちょっと厳しいかなというのが正直なところなんです。

しかしながら、委員が言われたように、議事録の中で最後の9行目に、法律に抵触しますからねということで、確かに断言して言っている部分があるのです。

しかし、質問の中の一連の流れでは、法律に抵触するのではないのでしょうかというニュアンスの質問だったと思うのですけれども、ただ本会議場でこう言っていますからこの部分は松谷議員の方に、訂正を求めなければいけないのだろうというふうに思うのです。

ただ、やはりこの懲罰の処分の内容のところというのはやっぱり非常に、特に____的な問題があると思うのです。

本人はそういう意図ではなくて、発言していなくて、たまたまそういう流れの中で、法律に抵触してまますからねという発言をしてしまったという部分で、ただ先ほど菊池委員が言ったように、理事者の方で2回目の答弁があれば、明確にわかったのですけれども、その前に動議がかかったという経緯があるものですから、この辺ですね、皆さんの方でちょっとご意見を伺っていただきたいと思っております。

○（榎森委員） 議会は、議論の府であるものですから、私は理事者が提案したことに対して、議員が正すということは当然なことで、これは与党議員、野党議員限らず、やはり真相というか、考え方なりやるというのは、これは議論の場であっていいのですけれども、36人の市会議員がいて、ある程度常識の発言というか、やはり最後の2回目の質問の終わる前に、市長に対して資格を問われますよという発言があったのですけれども、これは市長も公に選挙で選ばれた市民の代表ということで、市の市政運営に責任を持つ立場の人だから、あまり人格を否定す

るような発言というのはいかがなものかなというふうに思ったものですから・・・

○(斉藤委員) 今回の懲罰動議ということに関して、きちっと決まりにのっとって出されているということではありますが、私もいろいろな発言の仕方の中に決めつけとか、そういったことは確かにありますけれども、2回目の質問に対しての答弁がなされて、その上で、また次の松谷議員の質問というものが出てくるという機会がまだ残されている中ということもありまして、自分自身のそういった発言についても弁明も必要と、そういったものもあったのかなと、そういったことで懲罰動議ということに関しては、反対をさせていただきました。

そういった本人の発言の場所を設けることが、できればよかったですけれども、懲罰審査特別委員会というふうにかかっておりますので、この委員会の中で、結論を出していくということにしたがっていかなければならないのだなという思いでありますけれども、やはり注意を促すとか、先ほどの訂正を促すとか、そういった機会があって、自由な発言の場所が与えられていくという私たちの権利も持っていられるような今後になっていくそういった形にしていきたいと、いくべきではないかなという意見を持っております。

○(坂森委員長) 議会としては、論議ができるようなルールをつくらうという懲罰審査特別委員会だと思います。

○(鳥越委員) 9月15日にも自分が議決をしたのに、不規則的に常呂病院の経営移譲の件について、やっぱり不規則な発言をして、自分が陳謝をして削除をしていますよね、そのときには議会としても、本人の意思も尊重しまして懲罰委員会には、かけなかったです。

それでいて、また今回も市長のことも否定をする、また、法的にも違反するというございまして、違反しないということで、きちっと常呂は常呂で網走支庁に問い合わせ聞き取りをしようと、いうの

があって、ここに載っているわけですよ、法律に基づいて。

それといま菊池議員が言ったとおり、2月の何日かには議決をしているわけですよ、それを全く否定をして、初めて出てくる問題であればまだしも、何回もこの問題は議会として松谷議員は質問なさっております。それだけ詳しく、私は勉強をなさっていると思ったのですが、あまりにもそれは議会人として、過去のこともについても反省をしていない、詳しく勉強もしていないということになりますので、これは懲罰に関してかけるべきだと、こう思います。

○(菅野委員) 飯田委員の方から私たちの会派の関係で、いま発言させてもらいましたけれども、いまの鳥越委員の発言もですね、勉強、本人の資質にかかるようなこの発言は、ちょっと訂正していただきたいというふうに思います。

それとあわせて、表現の仕方として、本人は飯田委員から言ったように、あくまでも流れとしてそういう表現の仕方がこういう形だということで、自分自身もこういう____で、3回目でこういう形で訂正、お詫びもしたいという気持ちがあったにもかかわらず、こういう動議になったということも、一つありますので、実際には、ここに来てこの委員会の中で、本人からそういう形で整理していただければ、一番望ましいのかなという気はします。

○(坂森委員長) その部分は、何らかのものを科するかどうかというものを決めた後の話になると思います。

いま、菅野委員から発言についてのルールのなものも言われました。皆さんそれぞれの中で、工夫しながら発言を願いたいと思います。他に発言ありませんか。

○(田中(福)委員) 非常に大事な問題だと思います。それぞれ一人一人にご意見を聞いていただきたいと思います。

○(坂森委員長) いまそれぞれの委員の発言、重

い話なのです。議員それぞれのことについて。本人は、重く受け止めていると思います。やはり慎重にあるべきだと思いますし、意見についてもそれを伴いながら、議会ルールが、いいルールになるようにと思いますので、委員それぞれから意見を求めたいと思っております。

それと菊池委員、先ほどの疑問に思われたことについて整理されまして、改めてもう一度、発言願えればと思います。

それと、発言なされていない方。

○(佐藤委員) 私も、3月5日に合併しているわけですが、合併前のいろいろなことを何回も同じことをやられるということ自体が、我々旧議会においてもそういうことは全くもってなかったし、私は不思議だと思いますし、そんなことを同じことを何回もするという、そしてなおかつこういう9月にも1回あった、そして今回も必要以上な言葉を使うということ自体が、私はやはりこの辺できちっと整理をしておかなければならないと思うのです。それと、これに対して答弁をもらってからという意見がございましたけれども、必要のないことを答弁する方も、私は必要がないと思うのです。こういうことで、整理をきちっとしなければならぬと、そういうことで今回の懲罰にはそれなりにきちっと示していかなければならぬと、私はそう思います。

○(飯田委員) ちょっと資料がないのでけれども、2回目の質問の部分というのは、1回目に市長が議会で議決したのではなくて、全員協議会でという答弁をしているのですよね、それから出てきている部分なので、ここはちょっと松谷議員にすれば、市長が本会議で、議会で決めているやつなのだからということで、前回答弁した中で、ちょっとそれは文言の訂正があったものですから、そういった中で、これ質問が出てきていると思うのですよ。

○(河野委員) 実は、そのときの全員協議会の中での部分については、覚書という形で残されているはずなのですね、ですから、そういったものについ

ては、その時点では議決の部分ではなくて、覚書ということの形の中で整理が_____でいると思いますので、市長の答弁の中身については、それは別に問題はないと思います。私は、それは問題にすべきではないと思います。

○(菊池委員) 今の河野委員の言われたことなのですけれども、協議会の中身を覚書というふうで作成されている・・・

〔「いると言っていない」と呼ぶ者あり〕

○(菊池委員) いるというふうにおっしゃられたのですけれども、それが事実として残っているのかどうかちょっと確認できないのです。

旧北見市の議会では、全員協議会というのはほとんど開かれたことがない。極端に言うと一度もありません。私の記憶する限りでは、先日のばんえい競馬に関しての全員協議会の一度だけでありまして、私も発言しましたが、その議事録も一切残っておりません。そういう取り扱いをしてきておりますので、それぞれの旧町議会の取り扱いが、どういうものだったかというのを私はわかりません。ですから私はそういう協議会で諮られた件につきましては、そのときの各議員の認識を深める学習会という程度にしかなれません。それが議決の根拠というふうにはなっていないだろうと私は思うのです。ただ、そういう認識を深めながら、最終的に債務負担行為を議決しているのだなということはあるのです。ですから、全く何も議決をしていないという、その認識は答弁をいただければわかったのではないかと、いうふうに私は言ったわけなのです。ですから、そういう点では、多少言葉としては荒い、なかなか聞きにくい部分もありますが、そこは事実として指摘をされて謝るのかどうか謝罪するのかどうか、それはわかりませんが、議会運営委員会でそういう話があったと聞きましたけれども、そこについてはちょっと私は定かではありませんがそういうふうには先ほど申し上げたのです。最初に私が疑問点として出した国保病院の扱いについての議決が一切ないと

いうのは事実なのです。ないから本議会に出されているのですね、そういうことを考えますと、旧常呂町議会において、廃止をする、何年何月までに廃止をするという議決がされて、私は契約を結んでいけないのではないかと、これは、先ほど言ったようにガス事業とのかかわりとの関係なのですけれども、その部分の議決がないのではないかと、私はそこが一つ疑問点としてあるのです。

ですからその辺も、もし当委員会として確認をして進めていけるのならそうしたいと私は思っているのです。そのあたりの問題点があったのか、なかったのか、ここがちょっと・・・

○(坂森委員長) このことに集中されますか。

○(菊池委員) 議会にも、先ほども言いましたけれども、文章を読んでみますと私も時々発言は声を荒げたりすることはありますが、削除される部分があれば、やはり本人にとっては非常に大きな嚴重注意になっているのではないかと思います、この問題については、そういうことで本人から陳謝いただくとか、そういうことを含めた対応でやっていけないのではないかと考えております。

以上です。

○(河野委員) 言うとな議論になろうかと思えますけれども、当然議員は市民から選ばれて、そして議会に来て、あるいは委員会に来て発言をすることによって、その使命を果たすというのは当然のことなのです。ですから議員というのは、それほど議員の発言については重い責任が課せられているという部分もあるわけです。ですから、残念ながら今回の発言につきましては、もう少し慎重な発言をしてほしかったというのがあります。

とりわけ先ほど申しましたけれども、松谷議員につきましては9月の段階におきましても、不適切な発言の中で、陳謝をし、訂正もしているという部分もありますし、今回は2回目という部分を私は重く受け止めたいと思いますし、同時に先ほども申し上げましたとおり、議長の退席の命令に従わなかった

部分がありまして、この部分を含めると、懲罰はいたし方ないのかなと私はとらえております。

○(坂森委員長) 他に発言のある方はございますか。いまは私なりに整理いたしまして、菊池委員から求められております旧常呂町での審議の過程について、委員会での何らかのということを申されました。その部分について、どんなふうなことを考えるかということ整理することがまず第一かということでありまして、後は各委員からは、それぞれの考えに基づいて、意見を申されておりますので、その他に意見がありましたら、申し出願いたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(坂森委員長) なければ、暫時休憩いたします。

午後 5時17分 休憩

午後 5時26分 再開

○(坂森委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

いろいろな意見が出されました。

以上で当委員会の付託された動議の審査は終了いたしましたと思います。

次に、討論の通告がありませんけれども、ありましたら受け付けたいと思います。

○(菊池委員) 私も討論は用意しておりませんが、いま皆さんの意見もお聞きする中で、発言としては、不穏当な部分も確かにあったと思いますが、その質問に対する理事者の答弁が正確になされれば、質問自体が非常に不正確な質問であったということが本人も気がついたはずだと思います。

そういう点からいたしますと、当委員会として、懲罰と、それでも例えば議会の再質問が行われて、答弁が行われて、さらにそんなことはない、さらにそういう事態になるとすれば、それはまた非常に重大でもあるわけで、そういうふう考えますと、確かに提案者の気持ちもわからないでもありませんから、やはりここは本人に対する嚴重注意という対

応を取って、いわゆる懲罰という、そういうところに踏み込まない議会としての対応を私は行っていくべきではないかと思っております。

以上です。

○(坂森委員長) ただいま菊池委員から討論がございました、他の委員で討論なさる方いますか。

○(飯田委員) いま菊池委員の方からお話があったのですけれども、私も、確かに発言の文言の部分の関係なのですよね、本会議の場で本人が謝罪をして、訂正した方がいいと思うのです。確かに他の委員からも、9月の議会もあったということなので、これはもう一度、松谷議員の方にお話したいと思うのですけれども、そういった形で対応の方をお願いできないでしょうか。討論です。

○(坂森委員長) 他にございませんか。

それでは討論はここで打ち切りということで、次に移りたいと思います。採決をいたします。

お諮りいたします。議員松谷隆一君に対しまして、懲罰を科することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者多数]

○(坂森委員長) 起立多数であります。よって懲罰を科すべきものと決定いたしました。

次に、懲罰の種類について意見の交換を行ってまいりたいと思います。意見のある方は、発言願います。

○(田中(福)委員) いま懲罰をするということで決定されました。したがって、本人も悪くて謝るということまで言っておりますので、なるべく軽い対応の中で、対応していただきたいと思います。

○(榎森委員) 菊池委員と飯田委員、それから斉藤委員からの意見というか考え方があったのですけれども、確かに今回のこの質問の中身で、事実関係というのは本当にいま論ずる場面ではないと思えますけれども、やはり議員として発言の重さというか、これは当然これからいろいろ考えてもらわなければならないと思いますし、私自身も注意しなければならないし、反省すべきものだと思います。やはり

本人もそういうつもりではなかったのだけれども、ちょっと力を込め過ぎてやった感じがあったものですから、この懲罰の中身については、やはりそれなりの軽くしてもらいたいと考えます。

○(河野委員) 懲罰の種類については、議場における戒告、そして本人からの公開の議場での陳謝、一定期間の出席停止、そして除名というこの4種類があるわけです。

それでいまお二方からできるだけ軽い処分ということがありますけれども、私は9月の段階での事例もありまして、実はあのとき既に本会議場で陳謝をしているわけなのです。

訂正をして陳謝をしているという部分がありますから、私はこの際、何日間になるかわかりませんが、一時的な出席停止というのを今回は求めたいと思います。

これが2回目でなかったらいいのです。今回2回目という、懲罰にかからなかったけれども2回目ということですから、やはりそれなりの重みを持って受け止めてほしいという部分があるのです。

ですから議員の発言は、それだけの重みと慎重さが求められるというのがありますので、私はその辺のところちょっときついかもしれませんが、一定程度の出席停止というふうに求めたいと思います。

○(田中(福)委員) いま懲罰の種類には4種類あると河野委員が言っております。

私の言ったのは、この3番の一定期間の出席停止を含めて、この中でのなるべく軽い措置をしてほしいと、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○(菊池委員) いま出席停止ということがあります。そういう発言なのですけれども、何と比べればいいかというのが、なかなか私考えにくいところがありますけれども、実は、よく学校で停学というのがございます。これは生徒に対する出席停止であります。一般に、生徒でありますから社会的に未熟だ

ということもございまして、そういう中には法に触れるような行為が多くは停学、例えば、万引きですとか未成年としてたばこを吸うとか、そのような法律に触れるわけでありまして。その場合に初めて停学というような、いろいろ考え方がありますから、私が言っているような一律な考え方にはなりませんけれども、そういう事態にまで発展した際に、市民から選ばれて、議会に出る権利を得られた方です。その方の出席を止めるということは、相当重い過失を犯したということが前提になるのではないかと、そういうふうに思います。ですから、先ほどいう範囲の、田中委員や榎森委員が言われた趣旨からいたしますと、そういう中身にはならないのではないかと、思うのでありますけれども、私はそのようにお考えいただけますけれども、いかがでしょうか。

○(坂森委員長) いまは懲罰の種類についてのご意見でありますので、活発に論議をしていただいて、一定の結論を出してまいりたいと思います。

○(飯田委員) 先ほどもお話したのですけれども、本人も今回の2回目の質問については、ちょっと誤りがあるということで、深く反省しているので、この懲罰についてはですね、議長の厳重注意ということで整理をした方がいいと思います。

以上であります。

○(鳥越委員) 私も今回で、昨年9月にも陳謝しております。今回も同じようなことであります。やっぱり重たく受け止めてもらいたいと、責任も感じて欲しいということでありますので、出席停止を求めます。

○(齊藤委員) 重たく受け止めるということについてですけれども、陳謝したという過去のことがあっても、何回も起こってはいけないのですけれども、懲罰委員会にかかったということは、今回が初めてということでございまして、本人の反省ということを前提にして、一番目の一番軽いと言いますか、議場における戒告ということではないかと思っております。

○(菅野委員) 私ども、飯田委員が代表して話をいただきました。ぜひ、本人が陳謝と訂正と話しておりますので、議員はやっぱり熱が入ったときに、いろいろな形の中で、こういうことはありえることもあるものですから、これから注意という形の中で、ぜひ進めていただきたいと私から意見として申し上げておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○(坂森委員長) 他の委員で意見のある方はありますか。

暫時休憩いたします。

午後 5時40分 休憩

午後 5時55分 再開

○(坂森委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、懲罰の種類について、採決してまいりたいと考えておりますが、その前に、ご意見がありましたら、お伺いしてから採決してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○(飯田委員) 先ほど本会議場での陳謝をしたということで、お話したのですけれども、議会の方の出席の停止ということになれば、きょうは松谷議員1回質問をして、2質ですね、まだ3質が残っているのです。これができない形になるので、なんとか議長からの厳重注意という形で、お願いしたいと思っております。

○(小畑委員) 先ほどから懲罰をするということで決定をさせていただきます。さらに今度は種類という形になりますが、先の9月の定例会、それから今回の件という具合にあわせまして、私は3日間の出席停止を求めたいと思っております。

○(坂森委員長) 他にご意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(坂森委員長) 意見も出尽くしているのかなという感じもします。懲罰の内容にも入ってまいりま

した。私といたしましては、ここら辺で採決をいたしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○（菊池委員） いま小畑副委員長から出席停止3日間という厳しい意見もあるのですが、議会における懲罰ということについて、市議会議長会等はどうのような見解を持っているのか、私どもは全国広い議会の中のいろいろな経験があると思いますが、その辺どのようになっているのでしょうか。ぜひ事務局にご意見を聞きたいと思います。

○（坂森委員長） 暫時休憩いたします。

午後 5時58分 休憩

午後 6時07分 再開

○（坂森委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰を科するということが方向づけが決まりました。懲罰の種類について、採決をいたします。懲罰の種類、4種類ございます。戒告、陳謝、出席停止、除名、先ほど委員から出席停止の話もございました。委員長としては、重い方から採決をしてみたいと思います。

それではお諮りします。

懲罰の種類についてであります。この場合、小畑委員から出席停止という提案もありました。3日間出席停止ということの懲罰の種類についてであります。3日間出席停止とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○（坂森委員長） 起立多数であります。

よって懲罰は3日間出席停止と決定いたしました。

次に、委員会報告の文案につきまして、正副委員長において作成の上、あすの9時30分から委員の皆さんにお諮りいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（坂森委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 6時10分 閉議
